

平成 25 年度 第 3 回 新潟市福祉有償運送運営協議会（会議録）

平成 25 年 11 月 19 日（火）午後 2 時～

新潟市役所本館 6 階 第 1 委員会室

（司 会）

時間となりましたので、ただいまから、平成 25 年度第 3 回新潟市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

本日はご多忙の中、委員の皆様より集まりいただき、厚くお礼申し上げます。はじめに、事務局から一言ごあいさつを申し上げます。

（福祉総務課長）

新潟市福祉総務課長の清水と申します。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

本日の協議会ですけれども、今年度上半期の実績報告と新規申請、1 団体の審議となります。

最後にまた事務局からお話しさせていただきますが、今年度は、この後更新予定の団体がなく、現時点で新規申請の相談もありませんので、今日が今年度最後の協議会になる可能性もあります。また、併せまして、委員の皆様の任期が今年度末までとなっておりますので、この場をお借りしまして、これまでのお礼を申し上げますとともに、本日の会議、長時間にわたるかと思いますが、併せてお願いいたしまして、簡単ではございますが、私のごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

（司 会）

議事に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。本日使用いたします資料ですが、まず、次第がありまして、新規登録の関係になりますが、登録申請案が一式、小委員会での意見等の概要、次に、定期報告の関係になりますが、実績報告書提出団体一覧のほか、実施団体からの実施報告書が実施報告書提出団体一覧の順に 13 団体配布しております。本日の資料は以上でございます。ご確認をお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。なお、本日も会議録概要作成のため、録音させていただきます。

本日は、五十嵐委員、海藤委員、島崎委員、高橋委員、佐久間委員からご欠席の連絡をいただいております。佐藤委員は出席していませんが、16 名の委員のうち 10 名の委員の皆様がご出席されております。規則第 6 条第 2 項に定めた委員の過半数の出席を超えておりますので、

この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、松本会長より議事進行をお願いいたします。

(会 長)

それでは、議事を進めさせていただきます。

最初に、新規登録申請についてです。新たな福祉有償運送への登録の申請がありましたので、その申請内容についてご協議いただきます。

特定非営利活動法人グリーンです。それでは、事務局から説明していただいて、その後、団体の方から法人の取り組み、申請した経緯について説明していただきます。小委員会のことも含めて、ご報告いただくのだろうと思いますが、よろしくをお願いいたします。

(事務局)

事務局から、登録申請案について説明させていただきます。お配りしました資料の登録申請案をごらんください。

<資料に基づき説明（申請書類の説明部分は省略）・・・・・・・・・・>

登録申請内容につきましては、以上です。

続きまして、資料をごらんください。小委員会での意見等の概要についてです。これにつきましては、平成25年11月6日に小委員会が開催されました。出席委員は、松本会長、和泉委員、富澤委員、山寄委員です。

小委員会の協議内容について、この表に1番から6番までまとめました。まず、1番です。NPO法人の組織運営に関して、家族経営的な部分について心配する意見がありました。例えば、運行管理体制の中で苦情処理責任者として理事長の奥さんが就任する予定となっておりますが、そうすると、役員のみで対応するような形となり、第三者的な視点を入れるためにも、新しい職員を入れる等、改善を求めるという意見がありました。これに対する法人の回答は記載のとおりですが、読み上げます。「以前から事務系の負担が多い割りに能力が足りないことに考慮いたしまして、今回、事務職の増員を行いました。先月10月に事務職として就労してくれる条件で面接を行い、11月から勤務してもらっています。その方は福祉関係の仕事は初めてなので、現在、福祉関連業務の教育を行い、マスターした時点で担当してもらおう予定です。また、そのほか事務員兼介護員としてハローワーク、介護員専門員の民会人材紹介所に依頼し、募集を行っています」ということで、新しい職員を入れるよう動いているということです。

2番目ですが、「福祉有償運送の運転者はNPO法人の職員か。また、福祉有償運送以外のサービスを提供する職員はそれぞれ何人いるのか」という質問がありました。これについて法人からは、「有償運送の運転者は全員NPO法人グリーン職員です」という回答を得ています。

福祉有償運送以外のサービスを提供する職員は10名です。NPO法人グリーンの職員は全部で11名で、事務職専任が1名、介護職員が10名です。この10名のうち福祉有償運送の運転者は8名の予定となっています。

3番目ですが、「特定非営利活動に係る事業について、主要なものは何か」という質問がありました。これに対する回答としまして、「主要な事業は介護保険法に基づく訪問介護事業、訪問予防介護事業、居宅介護支援事業、障害者自立支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護、新潟市地域生活支援事業の中の移動支援、生活サポート」とのことです。また、「公的制度に基づかない生活全般にかかわる助け合い事業」とあり、これにつきましては、高齢者、障がい者等の庭の草むしりや剪定、冬囲い、大掃除、雪下ろし等です。「運送業務は上記の主事業をより充実させるための補完的で重要な事業と考えている」ということです。それぞれの事業の割合は、「主たる事業が9割以上で運送事業は1割程度と考えている」とのことです。

裏面をごらんください。4番目です。「運送の対価について、複数乗車の場合は別の単価を適用するということですが、4人以上乗る場合はどうなるのでしょうか」という質問がありました。この質問に対しては、「車両の性能上、利用者の4人以上の乗車は想定していない」ということです。

5番目ですが、「複数乗車の単価を適用する場合、発地と着地が同じであれば分かりやすいが、いずれかが異なる場合、どうするのか」という質問があります。単価が乗っている間でそれぞれ変わるような場合です。これについての回答ですが、「基本的には、利用者の人数が変わる地点、単価が変わる地点ですが、それでそれぞれ走行距離を記録します。記録を基に後で計算して、月単位で対価を後で請求するということ。利用者ごとの乗車地点から目的地までの間の単独移動距離、複数移動距離をそれぞれ計算し、それぞれの距離に単価をかけて利用者ごとの利用料金を出します」という回答でした。

さらに、こういった場合、「対価の算定は複雑になるが大丈夫でしょうか」と、6番目が出ています。きちんとした形でそれが請求できるという根拠や担保はあるのかということ。これについての回答ですが、「通学、通院、通所が目的の方が大多数で、出発地、目的地と利用者が大体決まっているということで、経路が常に固定しています。そのため、大多数の場合は単独移動距離、複数移動距離が常に決まっている状態」ということです。また、「催事、社会参加が目的での利用は少ないのですが、経路が常に固定していないような場合はそれぞれの利用者の乗降地点の距離を記録します。料金はその記録に基づいて後で請求するということ。それほど煩雑ではなく、きちんと請求することはできる」という回答をいただいています。

小委委員会で出た意見や質問に対する法人の意見は以上でした。小委員会での意見についてなのですが、有償運送について、事業内容や運送の区域といったものについては、おおむね合意していただきました。あと、複数乗車にかかる料金設定については、この協議会の場で委員

から合意をいただくということになっています。

(会 長)

では、特定非営利活動法人グリーンから、先ほど申し上げた申請までの経過とか、直接説明していただけますか。

(NPO法人グリーン)

私はNPO法人グリーンの會澤と申します。本日は、よろしく申し上げます。

当法人は、高齢者や障がい者に対して訪問介護、居宅介護サービスを提供するために、平成23年5月に設立されました。

具体的な活動内容についてですが、5名の高齢者と15人程度の障がい者に対して、ケアマネジメントやヘルパーを派遣しています。高齢者に対する支援については、平成23年7月に訪問介護、訪問予防介護の指定を受けました。これは要介護者、要支援者に対してケアプランに基づいてホームヘルパーを派遣し、実際に利用者に対して介助を行う事業です。

平成24年9月に居宅介護支援の指定を受けました。これはケアマネージャーによって利用者の心身状況を把握し、先ほどと前後しますが、その状況に合ったケアプランというサービス利用計画を作成し、その計画に基づいて、具体的に実施する各事業所のまとめ役的存在として、利用者の心身状況の改善を行う事業です。

障がい者に対する支援については、平成23年7月に居宅介護、重度訪問介護の指定を受けました。これは、障がい者に対してホームヘルパーを派遣し、実際に利用者に対し介助を行う事業です。また、平成23年8月に新潟市地域生活支援事業の移動支援、生活サポートの指定を受けました。これは外出時のヘルパーによる支援で、付き添いや道案内など、家を出てから帰るまで、一連の行為について介助しています。

以上、公的な支援のほかに、生活全般にかかわる助け合い事業として、高齢者、障がい者を対象として、シルバー世代の経験豊富な方と一緒に庭の草取りや剪定、冬囲い、雪下ろし、大掃除などにも対応しています。

そのような事業内容の活動で、当法人が福祉有償運送の申請をした経緯ですが、訪問介護、居宅介護、移動支援を実施している中で、ドアツードアの個別輸送の要望が、各相談事業所の相談員の方や区のケースワーカーや現在支援している方の家族から多くあったためです。各種催事、講習会などの参加支援や医療機関への通院支援、特別支援学校への通学支援、作業所への通所支援など、社会参加、通院、通学、通所に対するニーズがあり、また、それらの輸送はドアツードアの個別輸送として対応する必要性のあるケースが多くありました。

そこで、なぜ、公共交通機関では対応しにくいのかと申しますと、高齢者、障がい者は体温調整能力や免疫力が極端に衰えている方が多いので、暑い夏、寒い冬、気温変化の激しい春、秋など、四季にわたって屋内、屋外、車内において個別の温度管理が必要ですが、バス等公共

交通機関では対応できず、特に、気管切開をしている方は外気が直接気管に入りますので、わずかな温度変化でも激しい咳き込みがあったり、また、たん、唾液など、多い少ないはありますが、常時出ていて、車内での拭き取りの介助は本人のプライバシーや他の乗客の迷惑を考慮した場合、行うことができません。

また、自立して排せつができない方で、おむつを使用している方、していない方を問わず、排せつした場合の異臭、また、尿意、便意があった場合、即トイレ誘導ができません。特に、おむつ使用の皮膚が過敏な低学年児童や幼児の夏場の軟便の排せつの場合、陰部周りがかぶれによる炎症になりやすいのですが、すぐにおむつ交換ができません。

また、作業中の事故で脊椎損傷した方についても、以前はシルバーカーに掴まっただけの支援でしたが、現在、左手でヘルパーの方に掴まり、右手に杖をつけて歩けるようにはなりましたが、まだ一人でバスに乗って外出できるような状況や環境ではありません。

精神障がいの方、知的障がいの方、発達障がいなどで自閉傾向の強い方は外部からの刺激に対する対応に支障があり、バスや電車に乗っても他の乗客との間にトラブルを起こしたり、また、うまく対応できなかったことに対する自己嫌悪や対人恐怖となり、ますます大勢の乗客の中で過ごすことを拒否する方もいます。

また、公共交通機関の使用での直接的な問題で、車いすのままでの乗車がしづらかったり、乗車できる車両が少ないなどがあります。また、利用者の出発地や目的地が駅やバスから遠かったり、乗り換えが必要であったり、事業所が付き添いのヘルパーの出発地や目的地まで送迎しなければならないなど、非効率的で時間的、費用的、労力的にも負担が大きいものになります。

そこで、福祉有償運送と訪問介護、居宅介護、移動支援等を組み合わせて、ドアツードアの個別輸送を提供することにより、今述べました公共交通機関の使用におけるトラブルや問題点に対応した通院、通学、通所、社会参加のための移動の支援が可能になり、そのことが障がい者のプライバシーの保護や障がいの緩和になり、また、他の乗客の障がい者に対する偏見の防止につながります。また、当法人は移動支援の指定を受けていますので、脊椎損傷した方の自宅周辺での歩行練習など、リハビリ的な外出支援や、乳幼児のときから心臓の障がいですぐと入院していたため、屋外での場所や方向の認識が劣っている児童に対し、いずれ自立した外出ができるようにと、自宅近くの住宅街や商店街で訓練的に外出支援などのサービスを提供していました。それが福祉有償運送との組み合わせが可能になれば、その状況にふさわしい場所やもっと興味の持てる場所など、さまざまな環境変化を与えることで、より意欲、関心を引き出し、充実したサービスができると考えます。また、ドアツードアの個別輸送を行うことで、マンツーマンでの対応が必要な方は家、車、目的地など、外部からの刺激の少ない連続した環境の中で、慣れたヘルパーから支援を受けることにより、落ち着いて外出の介助を受けること

ができます。

運送の区域ですが、新潟市を想定しています。その中で、西蒲区や西区は相談事業所の相談員やケースワーカーの要望が多いため、距離的には遠くても、利用者数がある程度あればサービスの連携で行えるのではないかと考えました。結果的に、範囲は北区から西蒲区までの 20 から 30 キロメートルですが、利用者の出発地から目的地までの運送距離を平均すれば 10 キロ程度です。また、想定している旅客の範囲ですが、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者と要介護者、要支援者を想定しています。

実際の実施の際には、基本的にはドアツードアの個別輸送を想定していますが、特別支援学校への通学支援や作業所の通所支援の場合、利用者の心身状態から判断して、可能であれば同じ目的地まで複数の利用者を乗車させていただくことも考えています。その場合の運送の対価には別途定めております。

以上、グリーンの活動内容や福祉有償運送の登録に至る経緯、また、それに係る有用性を述べさせていただきます。

最後に、福祉有償運送に対する抱負を述べさせていただきます。皆さんもご存じだと思いますが、元バレーボール全日本女子代表選手、現バレーボール指導者として活躍されている中田久美さんが、障がい者スポーツの振興のための講演会のときに障がい者の声を代弁されて、障がい者は障がいを持っていることに悲しんでいるのではない。障がい者であるという理由だけで健常者に比べてチャンスが与えられていないことが悲しいのだと言っておられました。しかし、そのことは、障がい者が社会参加、通学、通所、通院などのチャンスがあったとしても、それを可能とするための第 1 ステップがその目的地に行かなければならないということです。また、そればかりでなく、普段、地域で暮らしている移動困難者にしても同じことで、日常生活していくうえで移動は必要不可欠なことです。このように、障がい者がチャンスをつかみ、また、日常生活を送っていくうえで福祉有償運送事業が果たす役割や効果は大変大きいものと思います。NPO 法人グリーンも、福祉有償運送事業として利用者のお手伝いができることになれば、共に歩む地域住民の一人として、本当にうれしく思います。また、さらに、障がい者がだれでもいつでもどこでも自由に移動できる、安全で公平な移動手段として、その運営に努力していくつもりです。

以上、よろしく申し上げます。

(会 長)

どうもありがとうございました。

それでは、特定非営利活動法人グリーンの申請につきまして、ご意見をいただきたいと思っております。

(新保委員)

4 ページですけれども、後段のほうに事故処理連絡体制とありますが、運転者は事故対応責任者ということで線を引かれていますけれども、たしか、今までのものは運転者と警察署にも線が引かれていたと思いますし、道路交通法からいえば、事故が起きた場合は、その車を運転していた人が警察に届け出なければならないということですので、運転者と警察署の間に線があるのではないかと思います。

(会 長)

運転者から警察署へですね。

(新保委員)

運転者が届けなければならない義務があるのです。

(会 長)

事務局、どうでしょうか。

(事務局)

事務局よりお答えします。

確かに、委員のおっしゃるとおり、運転者から警察への届出は必要なことだと思います。こちらの体制につきましては、修正するという対応をお願いしたいと思います。

(会 長)

では、運転者から警察署にも矢印を入れていただくように修正していただくことにします。

(新保委員)

それともう一つ、30 ページ、複数乗車の利用料金とありますけれども、事業者の場合、私はタクシーの事業者ですけれども、複数乗車ということは、営業の区分では一般旅客運送の範囲に入るのではないかと思います。その扱いについて、小委員会はどのような見解だったのでしょうか。

(会 長)

私もよく分からないのですけれども、もう一回説明していただけますか。

(新保委員)

1 台の車に複数の方が乗って、その料金がそれぞれの乗った方に請求するという形だと、簡単にいうとバスの形だと我々のほうは言われていると思うのですけれども、これは複数乗車ということであげられているのですけれども、その辺はどういう見解ですか。

(事務局)

事務局からお答えします。自家用有償運送の場合、協議会の合意を得たうえで複数乗車が可能になっています。その複数乗車とはどういった場合かという、例えば、知的障がいの方をまとめて送迎するとかそういった必要がある場合、複数乗車は協議会の合意を得られれば認め

られます。その際の対価は、あらかじめはっきり明示したうえで、それも協議会で合意を得られればよいことになっています。

その対価の基準は合計金額、つまり、単価に人数を掛けたあとの合計金額が、地域のタクシー料金の上限金額よりも2分の1以下であれば、事前に協議会での合意を得たうえで、登録が可能となっています。地域のタクシー料金の上限金額は定められていまして、今回は新潟A地区の上限金額を参照しました。

(新保委員)

国土交通省の方はおいでになっていますか。

(会 長)

今日はいらっしゃらないです。

(和泉委員)

私は小委員会に出席した者ですけれども、実は、そこまで考えておりませんでした。新保委員がおっしゃることは非常によく分かるのですけれども、事務局の説明も、複数乗車に対してはオーケーということなのですから、複数の人から個別に料金を徴収するという点に関して、いいのか悪いのかということまで考えられて運輸支局なりに相談されたのかということをもう一回お聞きしたいというのと、新保委員のおっしゃることは、実際の運行形態のことを言いますと、タクシーというのは何人乗ろうが料金は1種類で、もし複数の人が払うのであれば割り勘にするという方法になるわけですから、バスの場合と考えると、乗った人がここに自分の利用分ということで払うわけですから、何が言いたいのかということ、割り勘にするのであればいいのかという考えと、もう一つ、個々に別々に払うのであれば、複数乗車は認めていても個々が払うということに関してはグレーではないか。ここで話をさせていただいてけっこうなのですけれども、最初に申し上げたとおり、申し訳ありませんがそこまでは小委員会では考えておりませんでした。

(会 長)

事務局から追加はありますか。

(事務局)

小委員会の前に、あらかじめ運輸支局にも確認はしているのですけれども、まず、複数乗車については、国の通知の中で位置づけられています。自家用有償運送の場合に複数乗車を行うということで、1回の運送で複数の利用者を運送する場合、「平成18年9月15日付自動車交通局長通知」というものに記載されています。

そのうえで、今回、その通知と併せて、法人から事前にいただいた料金表を運輸支局に確認したところ、それは確かに通知のとおりですから、協議会での合意がまず必要ですと。そして、料金を合意していただく前に、まずは複数乗車の必要性について、協議会の合意を要するとの

ことでした。複数乗車についての合意が得られれば、その後、料金についても合意を得てくださいということなので、協議会の場で合意が得られれば、それは法的にも可能と思っています。

(新保委員)

ということは、ここに明示というか、これですという形ではなくて、今の説明だと、複数乗車について、ここの席で合意が得られればということなのだから、前提が満たされていないということになるから、複数乗車は認めますかということをもまず諮るのが筋ではないですか。

(事務局)

先ほどの、小委員会の説明と併せて、こちらとしてはこの協議会の場でその料金が認められればということですので、今後、それについて諮っていきたいと思います。

(会 長)

今の話は、ここにほかの団体がいらっしゃいますけれども、私は以前から複数乗車があったのではないかと考えているのですけれども。

(事務局)

今までは、相乗りという形で対応しているという話は聞いているのですが、今回はそれとは違って、運送の対価を設定する時点であらかじめ複数乗車の料金を設定しているということで、そこに違いがあるのではないかと思います。

(会 長)

料金を設定しているというところに違いがあるわけですね。

(事務局)

はい。

(和泉委員)

複数乗車に関しては、今までも別にオーケーということで進んできたと思うのです。その場合は、利用になった複数の方で料金を割り勘にするというやり方であれば、この協議会で複数乗車もけっこうですし、ただし、料金に関しては利用された方で割り勘にしてくださいという、ずっとそういう合意できたと思うのです。今回の場合も、割り勘であれば別に今までと変わりませんので、議論する必要はないと思うのですけれども、個々にいただくということになると、今まで、そういう事例がなかったものですから、この委員会でどのように合意するかという議論になると思います。

運輸支局は、合意があれば問題ないと言っているのですよね。

(事務局)

はい。

(会 長)

それを踏まえたうえで、お願いいたします。

(新保委員)

今の話の経過の中にあつたように、何人か乗るというケースはあると思いますけれども、複数乗車の料金という形で出てきたのは、私は初めてなのではないかと思います。これを出された事業者は、今、何人か乗るというケースはあるけれども、個別に運賃を、計算すれば理屈上は合理的かもしれませんが、計算方法が非常に難しいということを考えると、そういうケースがたくさんあるという見込みというか、お考えでしょうか。

(NPO法人グリーン)

そういうことはないと思います。特に通学、それから通所になると、そういうことが起きる場合もあるのではないかということです。

(新保委員)

ただ、乗る方が顔見知りであれば、降りるのはだれとだれが、3人乗って降りて最後がだれだからいくらしようとかというような話で決まって、それでオーケーというのが日常のやり方だと思うのですけれども、このように細かく、どこからどこまではだれが乗って、それから3人乗ってというような。

(NPO法人グリーン)

それが、今申したように、通学や通所の場合ですと、乗る場所と降りる場所というのは、途中から乗ってくる場所とか、大体同じではないかということで、そうすれば、二人乗車している区間と一人で乗車している区間は自ずと分かるのではないかと。

(新保委員)

それだから、決まっているようであれば、おまえはいくら、おまえはいくらというようにはじめから決めて、非常に難しいというか、合理的かもしれないけれども、やる必要があるのかなという気がします。

(和泉委員)

実は、小委員会でも、あまりに料金の計算が大変なのではないかという話が出まして、もう少しおおざっぱな、簡単に計算できるような方法でやられたらどうですかという話をしたのですけれども、今おっしゃったとおり、ほとんど利用される形態といいますか、乗る場所が事前に決まっているものですから、例えば、1日分の計算をきちんとすれば、それを回数分足せば出るということで、事業者のほうで難しくありませんという声が聞こえてきたので、こういう設定の仕方もあるのかなということで、小委員会は了解したのです。

(山寄委員)

利用者の立場からの見解ですけれども、割り勘でおおざっぱに、本当に出発と到着が一緒ならいいですが、これが別の場合、本当に割り勘になればいいけれども、違う場合に公平性というか、少ないからたくさん払うのもどうかと思う人もいるかもしれないし、公平性がはっきり

分かって、逆に少しはいいのかなと、こういうやり方でよければと。あと、毎日のルートなどもあって、運行の際に乗り降りしたところで距離をつけるということで、距離がしっかりされていれば、後から料金計算のときに、この人は何キロ乗って乗ったときに何人乗車だったからいくらですというのは、後から計算できるのであればこういう方法もありかなと思います。

(会 長)

富澤委員、先ほど。

(富澤委員)

お二人と同じ意見でしたので、はい。

(会 長)

分かりました。

当然ながら、申請者がこうしたいと申請されているわけで、ふたり、3人運送の場合も対応できます、計算できますとおっしゃっていますので、できたらこの場で認めていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(山内委員)

ひとつよろしいでしょうか。

今のお話とは違うところなのですが、申請内容の定款のところと登記のところ、障害者自立支援法になっているのですが、今、法律が変わって、ちょっと正式名称は忘れてしまいましたが、総合支援法になったので、その法律名のところを直していただきたいと思います。

(会 長)

事務局、お分かりですね。

(事務局)

委員から指摘を受けましたので、直していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。お願いします。

(遁所委員)

合意してからのほうがいいと思うのですがけれども、とりあえず、今の料金について、先に合意とかそちらが終わってから質問したかったのですがけれども、先にそれでいいですか。

(和泉委員)

既存の事業者もそちらに移る場合にどうするかということですか。

(広島委員)

おおざっぱに割り勘でいいのか、きちんと決めたほうがいいのかというところ。

(遁所委員)

あと、山内委員に附随してなのですがけれども、定款を見ると、登記簿謄本を見ますと、平成23年から動いて、資産の総額は毎年登記しなければいけない、毎年載っていかなければならな

いのです。それがされていないのですけれども、それはされたほうが良いというアドバイスと
いうか、助言させていただきます。

それで、すごいのは、まだ営業されていないのに平成23年から福祉有償運送の準備をされて
いたということで、ぜひ、頑張っていたきたいと思います。

(会 長)

今の、私は分からないのだけれども、資産の総額というところ、特定非営利活動法人グリー
ンのほうはお分かりですか。

(NPO法人グリーン)

はい。

(遁所委員)

もうゼロではないはずなので。

(会 長)

今、ゼロ円ではないだろうということで。

(遁所委員)

そういう意味では、これは登記簿謄本になってしまいますから、国土交通省で。

(会 長)

では、お願いいたします。

ほかの団体という話は後回しというか、置いて、まず、順序として、特定非営利活動法人グ
リーンの複数乗車の利用料金について諮りたいと思いますが、承認するということがよろしい
でしょうか。

ありがとうございます。それでは、その結果として、特定非営利活動法人グリーンの福祉有
償運送申請について、手続きを進めていただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、特定非営利活動法人グリーンについては、先ほどの講習
修了ということもあるわけですが、その辺も事務局とご相談のうえ手続きを進めていただく
ということにさせていただきます。

それから、ほかの団体というか、それは具体的に出していただかないといけないのではない
でしょうか。

(和泉委員)

今、こういう利用料金も許されるということで決まりましたので、今、許可をいただいでい
る、今日、来てくださっていますけれども、その方々にもこういう利用運賃の体系にしたけれ
ば出してくださいということでよろしいですね。

(会 長)

事務局とご相談くださいということかと思いますが、よろしいでしょうか。

(広島委員)

今までは、発地と着地が一緒であればという条件があったかと思うのです。

(和泉委員)

いや、なかったと思いますけれども。割り勘にしてくれれば何でもいいという話ではなかったですか。

(広島委員)

私たちとしては、そういうような条件でやっていたような気がしているのですけれども、これが認められたということであれば、料金設定も考えていかなければならないのかなと思うのです。

(会 長)

そこまで精密に議論はしていなかったような気もするのですけれども、実態としてはそうだったと広島委員はおっしゃっているわけですね。

(鈴木委員)

こういふときだから、新潟運輸支局がいてくれれば一番いいのでしょうけれども。仮に譲っても、目的地が一緒とかスタートが一緒、片方が一緒であれば分かりやすいのです。それがばらばらで、途中から拾って途中で降ろして、一人のところもあれば3人のところもあるというような、複雑すぎて、そもそも一緒に乗せる必要があるのかという感じがします。一緒のところに行くので、帰るときにはそれぞれ降りる場所が違うのでというケースは考えられるので、どのようなケースか確認しておいて、次に受け付けるとしても、そういう形のものであれば、特に問題ないと思います。

(会 長)

特定非営利活動法人グリーンは通学、通所とかおっしゃっているので、多分、そういうことなのでしょう。

では、議題の(1)を終了とさせていただきます、2番目の運行状況の実績報告に移ります。いつも言っているとおりですが、当該年度の四半期終了後に運行状況の実績を新潟市に報告していただいています。今回は、平成25年度上半期の分につきまして、この協議会に報告していただくものです。全体で13団体ございます。順次、事務局から説明していただきまして、それに対してご意見、ご質問を受けるという形で進めさせていただきます。必要に応じて、見えていらっしゃる団体の方からも発言していただくことにしたいと思います。

時間の都合もございますので、1団体あたり5分程度で進めさせていただきます。最初が、少し順番が違いますが、⑤の太陽福祉会から始めさせていただきます。⑤の後、①に戻って、①、②、③と進んでいきます。

最初に、太陽福祉会について、事務局から説明、報告をお願いいたします。

(事務局)

事務局から、説明報告させていただきます。

その前に、全体的なことでも説明しますが、全部で13団体の実績はあるのですが、前回、この協議会に新規で登録されましたNPO法人にいま一についてなのですが、今日は出席していないのですが、実績報告が出ていますので、それについても事務局から報告させていただきたいと思います。

順番ですが、今日は法人のご都合で、本来5番目となっている太陽福祉会を最初に報告させていただきます。⑤の実績報告書をごらんください。

<資料に基づき説明・・・・・・・・・・>

(会 長)

それでは、ただいまの太陽福祉会について、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(和泉委員)

まとめの表にもありますけれども、福祉車両が1台減ったということなのですか。

(事務局)

福祉車両が1台減ったということです。

(和泉委員)

利用者にご不便はないのですか。

(事務局)

その辺について、こちら事前にも事業者から聞いていたのですが、できれば、事業者から説明をしてもらってよろしいでしょうか。

(和泉委員)

何か事情があって減らされたのですか。車検が切れたとか壊れたとか。

(太陽福祉会)

この福祉車両は車いすのリフト車だったのですが、老朽化に伴って廃車となったものです。実際に、身体障がいをお持ちの方も契約されていたのですが、セダン車でも対応ができる方々で、実際、リフト車が稼働することもあまりなかったため、この際、また新しく購入するまでもないのではないかというところで、廃車手続きを取って、その代わり増やさないで、今後はセダン車だけで対応していきましょうということにさせていただきました。

(会 長)

よろしいでしょうか。

ほかにかがですか。

それでは、ただいまの太陽福祉会についての実績報告を終了させていただきます。

あとは①から順番にさせていただきます。①フレンドランド福祉会について、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明・・・・・・・・>

(会 長)

ただいまのフレンドランド福祉会について、何かご質問、ご意見はありますか。

よろしいでしょうか。特にないようですので、フレンドランド福祉会について、報告を終了させていただきます。

②ですが、中東福祉会について、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明・・・・・・・・>

(会 長)

ありがとうございます。

ただいまの中東福祉会について、何かご意見、ご質問を伺います。いかがでしょうか。

特にないようですので、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、中東福祉会についての報告を終わらせていただきまして、③に移ります。

更生慈仁会について、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明・・・・・・・・>

(会 長)

ありがとうございました。

ただいまの中蒲原福祉会について、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

ないようですので、④の中蒲原福祉会について、報告を終了とさせていただきます。

⑤はさきほどしましたので、⑥社会福祉法人自立生活福祉会について、事務局から説明をお

願います。

(事務局)

<資料に基づき説明・・・・・・・・>

(会 長)

ありがとうございました。

自立生活福祉会について、ご質問、ご意見がありましたら、よろしく願います。

よろしいでしょうか。ないようですので、自立生活福祉会についての報告を終わりとさせていただきます。

⑦に移りますが、ほのぼの西川について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料に基づき説明・・・・・・・・>

(会 長)

ありがとうございました。

ほのぼの西川について、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

ないようですので、ほのぼの西川についての報告を終了とさせていただきます。

⑧に移ります。とよさか福祉会について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料に基づき説明・・・・・・・・>

(会 長)

ありがとうございました。

ただいまのとよさか福祉会について、何かご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

ないようですので、よろしいでしょうか。とよさか福祉会についての報告を終了といたします。

⑨に移ります。NPO法人いぶきの杜について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明・・・・・・・・>

(会 長)

ありがとうございます。

ただいまのいぶきの杜について、質問、ご意見ございますでしょうか。

ないようですので、いぶきの杜についての報告を終わりとさせていただきます。

⑩に移ります。アクセシブルにいがたについて、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明・・・・・・・・>

(会 長)

ありがとうございました。

ただいまのアクセシブルにいがたについて、何かご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

ないようですが、よろしいでしょうか。では、アクセシブルにいがたについての報告を終了させていただきます。

11 番に移ります。千草の舎について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明・・・・・・・・>

(会 長)

ありがとうございました。

ただいまの千草の舎について、ご質問、ご意見をお願いいたします。

ないようですので、よろしいでしょうか。それでは、千草の舎についての報告を終了とさせていただきます。

12 番に移ります。NPO法人こころ楽楽について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明・・・・・・・・>

(会 長)

ありがとうございました。

ただいまのこころ楽楽について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

(富澤委員)

富澤です。

法人の方にお聞きしたほうがいいのかなと思うのですが、前回の1月から3月までの利用会員が15人で、4月になるといきなり40人増えていますが、運転者の数はそのままなので、利用される方がこれだけ増えているのに対して、対応は大丈夫なのかと思って、素朴な疑問なのですけれども、教えてください。

(こころ楽楽)

時間割で、スケジュール的にも大丈夫なものですから、単純に利用者を受けただけです。

(会 長)

前回、月平均が件数で言うと232件、増えても300件くらいまで増えているという状況でしょうか。

(遁所委員)

基本的なことでは恐縮なのですが、24ページのセダン車両のナンバー3のミラが貨物車両なのなのですが、これはよかったですか。

(会 長)

ナンバー3ですか。セダン車両のナンバー3が軽自動車、用途貨物となっているが、貨物でいいのだろうかという質問です。「新潟41」なので、確かに貨物の軽です。こころ楽楽の方、どうなのでしょう。

(こころ楽楽)

これで運輸局も・・・・・・・・。

(会 長)

もちろん座席はあるということですよ。

(こころ楽楽)

そうです。助手席もあります。

(会 長)

助手席も、後ろにも座席があつて。

(こころ楽楽)

はい。あります。

(会 長)

そのさらに後ろが貨物、荷物を載せるようになっていると。

(こころ楽楽)

普通のセダンと同じなのなのですが、車種がそういう区分になっているだけです。

(和泉委員)

いすは折りたたみですよ。

(こころ楽楽)

折りたたみになっています。

(会 長)

和泉委員、軽自動車でも乗用と貨物があるわけですよ。

(和泉委員)

そうですね。主たる使用の目的が荷物を運ぶものか人の移動に使うものかという、分類上の違いがあります。

(会 長)

ほかにご質問、ご意見ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、こころ楽楽についての報告を終了とさせていただきます。

13番に移りまして、NPO法人せいむについて、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

<資料に基づき説明・・・・・・・・>

(会 長)

ただいまのNPO法人せいむについて、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

ないようですので、よろしいでしょうか。それでは、せいむについての報告を終了とさせていただきます。

14番、NPO法人にいまーるについて、報告、説明をお願いします。

(事務局)

<資料に基づき説明・・・・・・・・>

(会 長)

ありがとうございます。

にいまーるについて、報告でした。

それでは、全体につきまして、お気づきの点や質問等ございますでしょうか。

(和泉委員)

先ほどのこころ楽楽さんの軽貨物のことなのですが、軽貨物でもいいのか、乗用でなくてもいいのかということを一応運輸支局に確認していただけますか。

(事務局)

分かりました。

(富澤委員)

私が言うことではないかもしれませんが、今回、事故報告などが1件もなかったのがよかったなと思いますが、これから寒くなって、雪道もありますし、昨年度の運営委員会では、冬場の事故の報告が出ていたように思います。特に、新しく登録された団体がいますので、事故だけは本当に気をつけて運転していただきたいと思っています。これが今年度最後の協議会ということだったので、来年度、また事故報告なしの報告でしていただければと思います。

(会 長)

ありがとうございます。

皆さん、お聞きのとおりですので、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、最後に(3)その他とありますが、何か事務局からありますでしょうか。

(事務局)

特にありません。

(会 長)

それでは、委員の皆さん方で全体を通じてご意見がありましたら、発言していただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。それでは、長時間にわたりまして、ご審議ありがとうございました。これをもって本日の議事を終了といたしますので、事務局にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

(事務局)

長時間にわたりご審議いただきまして、大変ありがとうございました。本日の資料につきましては個人情報が含まれている部分がありますので、そのまま持ち帰らずに机の上に置いていただきますようお願いいたします。

今後の協議会の日程については、冒頭に課長からも話がありましたが、今年度、特に今のところ予定はありません。もし協議が必要な案件が今年度中に出てきましたら、また後日追って事前に日程調整を行って、改めて会議開催の案内をいたします。よろしくお願いいたします。

(会 長)

今後の予定もそういうことでございますので、年内は協議会はないだろうということになります。

それでは、これもちまして、本日の会議を終了とさせていただきます。長い間、ご協力ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。